

業種区分	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100 人以下
③ サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50 人以下
⑤ ゴム製品製造業(一部を除く)	3億円以下	900人以下
⑥ 旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑦ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑧ その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下
(その他の法人)	組織形態・従業員数	
⑨ 組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会	
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が③サービス業に準じる者	
⑪ 特定非営利活動法人	常時使用する従業員の数が、上記①～⑧の業種区分に準じる者	

※記載以外の法人等については、常時使用する従業員の数が①から⑧におおむね該当する者としてします。その場合、雇用・新潟暮らし推進課担当へお問い合わせください。